

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正概要

危機管理政策課

1 令和3年12月からの大雪を踏まえた修正

- ・関係団体等と連携した除雪支援
→自力での除雪が困難で安全上急を要する地区に対し、必要に応じて市町村、県、関係団体が連携して除雪支援を実施することを追記（P524 雪害対策編 第2部 災害応急対策計画）
- ・道路交通の確保に係る関係機関の連携強化
→道路管理者等関係機関の情報共有を図るため、「情報連絡本部会議」を設置することを追記（雪害対策編 第1部 災害予防計画）
→オンライン会議により関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）間で円滑な情報伝達・共有を図ることを追記（災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画）

2 令和3年7月豪雨を踏まえた修正

- ・静岡県熱海市において盛土に起因する大規模な土石流が発生したことを受けた対応
→「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」に基づき、盛土等の施工や斜面地における工作物の設置等に係る安全の確保を図ること等を追記（P481 風水害対策編 第1部 災害予防計画）
- ・関係機関（気象台、市町村等）とのオンライン会議による情報共有（災害応急対策編 第3部 情報通信広報計画）

3 令和元年10月東日本台風等を踏まえた修正

- ・市町村内で住民の避難を完結できない広域的な災害が増加していることを受けた対応
→市町村圏域を超えた事前の広域避難について、県は市町村と調整の上、指針等を作成し、個別具体的に検討を行うことを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）

4 新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正

- ・災害時における新型コロナウイルス感染症等に係る自宅療養者の移動を想定した対応
→災害時等に感染を拡大させないように自宅療養者の移動方法や避難所における感染防止等について、あらかじめ必要な対策を講じておくことを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）

5 災害対策基本法改正、国の防災基本計画の修正を踏まえた修正

- ・避難情報の変更（避難勧告と避難指示（緊急）の一本化）等（災害予防編 第5部 避難対策計画 等）
- ・市町村の個別避難計画の作成、地区防災計画との一体的運用
→市町村は、個別避難計画を作成するとともに、地区防災計画との整合、両計画の一体的な運用が図られるよう努めることを追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）
- ・「指定福祉避難所」制度の新設
→市町村は、福祉避難所に受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示すること等を追記（災害予防編 第5部 避難対策計画）

6) その他、所要の修正

- ・流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
→気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるため、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を計画的に推進していくことを追記

(風水害対策編 第1部 災害予防計画)

・道の駅の防災対策への活用

→市町村が設置している一部の道の駅について、独自に実施されている防災関連施設の整備等の取組の全県展開を図るため、県は市町村に必要な情報提供等を行うことを追記

(災害予防編 第2部 組織体制計画)

・デジタル技術等を活用した合理的な罹災証明書の発行方法の検討

→県は市町村と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した合理的な罹災証明書の発行方法について検討することを追記。(災害応急対策編 第11部 住宅対策計画)

※その他、文言の修正等の軽微な修正を併せて行う。